

Liaison Office Report Vol.12

～外国司法官等研修特集～

最高裁判所では、毎年、ドイツ及びフランスの司法官（検察官又は裁判官）並びに韓国の裁判官をそれぞれ若干名受け入れ、裁判所をはじめとする司法関係機関の見学並びに司法官等の関心に応じて民事、刑事、家事及び少年分野の研修を実施しています。今回は、司法官等研修の概要をお伝えします。

司法官等研修の概要

● ドイツ司法官研修

ドイツ連邦司法・消費者保護省の依頼により、同国の司法官1名を受け入れ、約2か月間、最高裁判所及び東京地方裁判所等で日本の裁判手続を研究し、法務省及びその関係機関、法律事務所並びに国会等を訪問する研修を行っています。司法官の希望により、大阪や熊本の裁判所で研修を行った例もあります。

今年は、フランクフルト（オーダー）行政裁判所から、日本の行政事件について集中的に研究するため、10月中旬から裁判官1名が来日して、主に東京地方裁判所行政部及び法務省等で研修を行いました。

● フランス司法官研修

フランス国立司法学院（裁判官及び検察官の養成・研修機関）から依頼を受けた法務省のあっせんにより、同国の裁判官又は検察官若干名を受け入れ、約2週間の研修期間のうちの二、三日間、最高裁判所のほか東京地方・家庭裁判所で研修を行っています。

今年は、在トルコ・フランス大使館付である司法官（検察官出身）が、日本の刑事司法を研究テーマに9月下旬に来日し、最高裁判所及び東京地方裁判所で合計3日間、刑事事件手続の概要説明及び公判傍聴等の研修を行いました。

● 韓国判事研修

大韓民国大法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に当たる機関）の依頼により、同国の裁判官1名を受け入れ、約1か月間、最高裁判所その他の在京裁判所で研修を行っています。

今年は、裁判官1名が来日し、6月に最高裁判所及び10月に主に東京地方裁判所で研修を行いました。

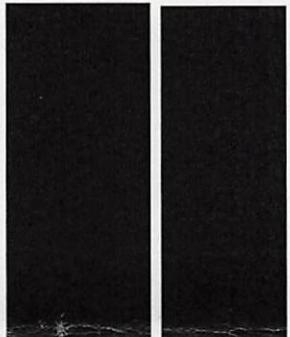
★ 司法官等研修では、研修先となる各裁判所において、司法官等の関心事項に応じた研修計画の立案や受入体制の確保などに御尽力いただきしており、多くの司法官等から、「充実した研修を受けることができました。」とお礼の言葉を頂戴しております。調整や受入れの場で御協力いただいている皆様に対し、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

シドニー便り～裁判所の「かつら」事情をお届けします！

前橋地方裁判所判事補 伊藤 愉理子

(平成30年度判事補海外留学研究員・シドニー大学派遣)

シドニーでは、裁判官は刑事裁判のみ、かつらを着用します。州最高裁の裁判官は、公式行事の際、フルボトムのかつらに、白い毛皮がついた赤いロープを身にまといます。通常は、黒か赤のロープに短いかつらです。地方裁判所の裁判官は、紫色のロープです。



他方、連邦最高裁と連邦裁判所はかつらを被りません。連邦裁控訴審は、赤い飾りがついたおしゃれな法服です。

また、ここではバリスタ（法廷弁護士）もかつらを被り、黒いロープを着て、裁判所内を歩いています。日本とは異なる裁判所の雰囲気を感じていただけましたか？

外国法曹等の最高裁訪問

● チープ・タイ王国最高裁長官来訪

9月28日、チープ・チュラモン・タイ王国最高裁長官が最高裁判所を訪問し、大谷直人最高裁長官及び木澤克之最高裁判事を表敬されました。



前列：(左) チープ長官, (右) 大谷長官

後列：(右から4番目) 木澤判事